

イオプロミド注による消化管造影について

2026年6月17日

実施内容	イオプロミド 370 注による消化管造影等
対象患者	当院で消化管造影等を行う患者（ガストログラフィンの代替）
承認日	2026年6月17日
実施期間	承認後から永続的に使用（ガストログラフィンの流通が戻るまで）
目的・概要	検査等で使用している消化管造影剤「ガストログラフィン経口・注腸用」が、暫定管理値を超えるニトロソアミン類が検出されたことにより出荷制限がかかり、全国的に入手が困難となっています。非イオン性ヨード造影剤で同様の効能効果で薬事承認されている薬剤がなく代替品がありません。当院では、必要な検査や治療を滞りなく実施するため、代替薬として「イオプロミド 370 注」を使用することとしました。
予想される不利益と対策	<p>イオプロミド注は非イオン性尿路・血管造影剤として薬事承認されている医薬品ですが、消化管造影等に関しては、現時点で国内承認を受けておりません。しかし、海外（ドイツ・フランス）では、消化管造影で使用され保険承認を得ており、安全性と有効性に問題ないことが報告されております。使用の際には、ガストログラフィン経口・注腸用と同様に経口投与するため、十分に経過観察を行い、副作用等の発現時に適切な対応ができる環境下で使用します。</p> <p><イオプロミド注の主な副作用></p> <ul style="list-style-type: none">・アナフィラキシーショック・低血圧、下痢、悪心・嘔吐 など（イオプロミド注の添付文書より） <p>ただし、適応外使用の場合、薬の副作用による健康被害を救済する制度である国の「医薬品副作用被害救済制度」の対象外となりますのでご承知おき下さい。</p>
問い合わせ先	彩の国東大宮メディカルセンター 電話：048-665-6111（代表）